

平成31年度福島市海外チャレンジ応援事業募集要項

1 目的

福島市海外チャレンジ応援事業は、自らの夢や目標に向かって海外での研修等にチャレンジする中学生及び高校生等を支援し、豊かな国際感覚を活かして世界に羽ばたく人材の育成を図ることを目的として、その費用の一部を助成し、自主的な学びを支援する制度です。

2 事業主体

福島市

3 交付対象者

補助金の交付を受けることができる者は、2001（平成13）年4月2日生まれから2007（平成19）年4月1日までに生まれた中学生又は高校生等の保護者とします。中学生、高校生等及び保護者は福島市に住所を有するものとします。

4 交付要件

補助金の交付を受けることができる要件は、次の（1）、（2）の全てを満たすことが必要です。

- （1）研修に参加する中学生又は高校生等が、これまでこの制度の適用を受けていないこと。
- （2）福島市海外チャレンジ応援事業以外に、他の補助制度等から給付を受けていないこと。

5 対象とする研修

対象とする研修は、次の（1）から（5）の全てを満たすことが必要です。

- （1）滞在期間が7日以上90日以内の日本国外における研修。
- （2）語学・スポーツ・芸術等に関する研修等で、当該年度の2月末日までに帰国する研修。
- （3）海外研修等を主催した実績があり、旅行業法第3条に定める登録を受けた事業者又は公益法人等が主催する研修。
- （4）中学生の場合は長期休業期間中に実施する研修。ただし、高校生等はこの限りではない。
- （5）保護者及び親族等が同伴しない個人研修。

平成31年3月28日記者会見時配布資料

6 補助金の額

高等学校等就学支援金制度の所得基準に準じ、保護者（保護者が2人以上いるときは、その全員）の県民税所得割額と市民税所得割額の合計により、補助額を3区分とします。

区分	保護者の県民税所得割額と 市民税所得割額の合計	補助割合	補助金の額の上限
1	507,000円以上	1/4	125,000円
2	85,500円以上 507,000円未満	1/2	250,000円
3	85,500円未満	3/4	375,000円

7 補助金の対象経費

補助金の対象とする経費は次の費用とします。ただし、補助金交付決定日前に支払われた費用は補助対象となりませんのでご注意ください。

- (1) JR東日本福島駅から国内にある国際空港までの公共交通機関を利用した移動に要する経費（往復分）
- (2) 国際航空運賃往復分（燃油サーチャージ、空港施設使用料等を含む）
- (3) 留学先機関における授業料及び現地プログラム参加費
- (4) 宿泊料（食費を含む）

※(2)、(3)、(4)については、研修を主催する事業者又は公益法人等が見積書等により提示する費用とします。

8 応募方法

(1) 提出書類

- ①福島市海外チャレンジ応援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）

※見積書等研修参加費用が分かるものを添付してください

- ④研修計画書（様式第4号）
- ⑤所属する学校長等の推薦書（様式第5号）
- ⑥住民票（本人確認できるものを持参のうえ、福島市役所市民課総合窓口・各支所等で取得してください）
 - ・申請日の3か月以内に交付されたもの
 - ・研修に参加する生徒と保護者（親権者）全員が記載されているもの
- ⑦平成30年度課税証明書（本人確認できるものを持参のうえ、福島市役所市民課総合窓口・市民税課・各支所等で取得してください）
 - ・申請日の3か月以内に交付されたもの
 - ・保護者（親権者）全員分のもの（親権者が両親の場合2名分）

※課税証明書の取得対象者については、3ページの【図1】をご覧ください。

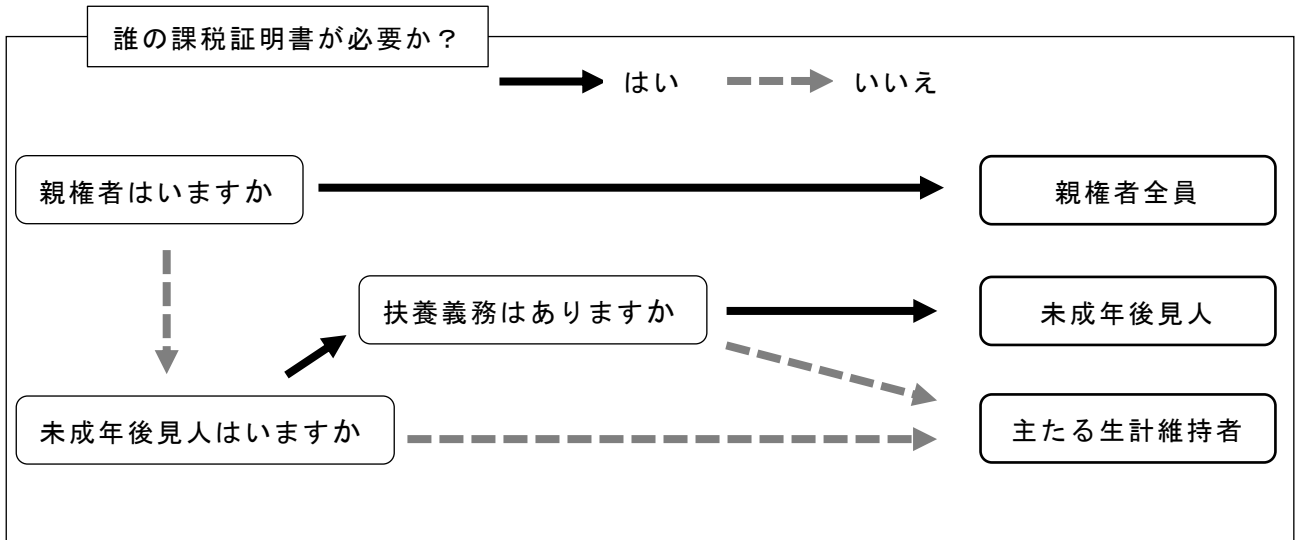
①～⑤の応募用紙については、福島市教育委員会生涯学習課（福島市役所8階）にお越しいただくか、福島市ホームページ

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/gakusyu-syougai/kaichale.html>

からダウンロードしてください。

平成31年3月28日記者会見時配布資料

【図1】



(2) 募集期間

4月1日(月)午前8時30分から5月20日(月)午後5時15分まで

(3) 提出先

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市教育委員会生涯学習課(福島市役所8階)

※応募書類は生徒の保護者が直接持参のうえ提出してください。(土・日・祝日を除く)
お越しいただくのが難しい方については、郵送でも申請を受付いたします。

(5月20日(月)必着)

9 補助金の交付決定

福島市は、提出された応募書類を書面により審査し、補助金の交付決定者を選定いたします。選定の結果は、各応募対象者に書面により6月中旬頃通知いたします。

10 申請内容の変更等

交付決定者は、交付決定後、海外研修の内容が変更又は中止となった場合は、速やかに変更(中止・廃止)承認申請書を提出してください。

11 補助金の実績報告

交付決定者は、研修参加者が海外研修を修了したときは、帰国した日の翌日から起算して30日以内に次の書類を提出してください。

(1) 福島市海外チャレンジ応援事業補助金実績報告書(様式第8号)

(2) 事業報告書(様式第9号)

(3) 収支決算書(様式第10号)

※領収書等を添付してください

(4) 研修レポート(様式第11号)

※研修中の写真等研修に参加したことが分かるものを添付してください

12 補助金の額の確定

福島市は、提出された報告書を基に、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査いたします。適合していると認めるときは、補助

平成31年3月28日記者会見時配布資料

金の額を確定し、補助金額確定通知書を交付決定者に通知いたします。

1.3 補助金の請求及び支払い

補助金額確定通知書を受けた者は、福島市海外チャレンジ応援事業補助金交付請求書（様式第12号）に補助金振込口座の通帳（銀行名、支店名、口座番号、口座名義人の確認できる部分）のコピーを添えて、福島市教育委員会生涯学習課に提出してください。

福島市は、提出された請求書に基づき補助金を交付いたします。

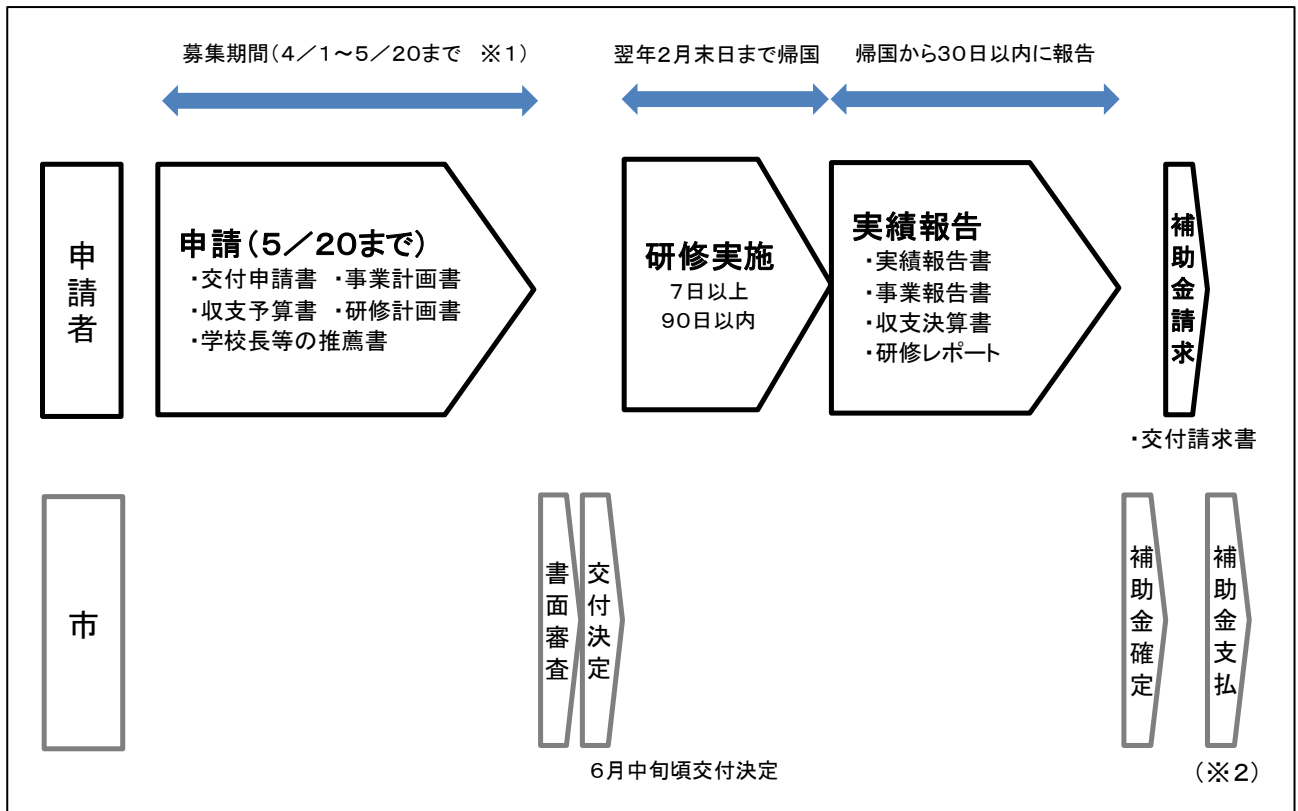
1.4 補助金の交付決定の取り消し及び補助金の返還

次の場合、補助金の交付決定の取り消し、又は補助金の返還を求める場合があります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示若しくは命令に従わなかったとき。

1.5 補助金の申請から交付までの流れ

【図2】



※1 予算の範囲内において、後日、第二次募集を行う場合があります。

※2 交付決定後、研修実施前に補助金を交付できます。(交付決定額の2分の1まで) その際にご相談ください。

1.6 問い合わせ先

福島市教育委員会生涯学習課 電話：024-525-3783

E-mail: gakyusu@mail.city.fukushima.fukushima.jp